

インターネット取引被害（詐欺）事案における実務上の問題点

2013年8月6日

（報告者） 司法書士 山田 茂樹

【ケース1】架空請求メール詐欺（メールアドレスにつき発信者開示請求まで行った事例）

（1）事案の概要

A（20歳代・女性）は、株式会社Yを送信者とする、「お客様がご使用の携帯電話よりご登録された総合コミュニティーサイトにて1か月間の無料期間内での退会処理を行っておらず、長期未納の状態になっております。このまま放置しますと、給与差押などの手続きに着手します」という内容のEメールを携帯電話で受信した。

心配になり、上記メールに記載されていた電話番号に電話したところ、指定口座（口座名義人はZ）に数十万円振り込むように指示されて同口座に指定された金額を振り込んでしまった。

（2）事案の経過及び問題点

● 架空請求メールには、①商号、②住所、③電話番号（03からはじまる固定電話番号）が記載されていた。また、送信元のメールアドレス（携帯電話メールアドレス）は受信した携帯電話から確認することができた。

● 裁判所による調査嘱託等に基づく調査の結果、①は実在せず、②は実在する建物名であったが大手企業のビルであり、③については転送電話サービスやレンタル携帯電話の契約が複雑に入り組んでおり、これらの契約の際に本人確認資料として提示されていた運転免許証等は偽造されており、結局、メールアドレス以外の情報からは当事者を特定することはできなかった。

また、口座名義人Zが金融機関に届け出ている住所についても住民票は取得できず行方はつかめなかった。

● 当該携帯電話メールアドレスにつき、携帯電話事業者を被嘱託先とする調査嘱託が行われたところ、当該携帯電話事業者からは「当該メールアドレスを登録している携帯電話番号は該当なし」との回答がなされた。

⇒ 携帯電話事業者が携帯電話メールアドレスの契約者情報の開示には応じたが特定に至らなかったケース

【ケース2】アダルトサイトの延滞金等請求（メールアドレスにつき発信者開示請求まで行った事例）

（1）事案の概要

B（30歳代・男性）は、以前利用した記憶のあるアダルトサイトの利用につき債権回収業者を名乗るYから「サイトの解約手続きが取られておらず、更新され続けているので連絡せよ」とのEメールを受信した。当時、興味本位でアダルトサイトを利用した覚えがあったので、メールに書かれている電話番号に電話すると、延滞金、管理費などが発生しているため、96万3000円を指定口座（口座名義人はZ）に振込むように指示された。当日午後3時までに振り込まなければ更に金額が上がる等と言われ、パニックになり振り込んでしまった。

（2）事案の経過及び問題点

- 上記メールには、①電話番号（携帯電話番号）、②請求者の商号が記載されていた。また、送信元のメールアドレス（携帯電話メールアドレス）は受信した携帯電話から確認することができた。
- 調査嘱託等の結果上記②からは請求者を特定することができず、口座名義人Zについても住民票は取得できず、金融機関が把握している口座名義人の住所を現地調査したところ全くの別人が居住していた。
- このため、①及び当該携帯電話メールアドレスにつき、携帯電話事業者を被嘱託先とする調査嘱託が行われたところ、当該携帯電話事業者からは、「通信の秘密」に該当することを理由に、調査嘱託に対する回答を拒否された。

⇒ 携帯電話事業者が「通信の秘密」を理由として、携帯電話メールアドレスの契約者情報の開示には応じなかった

ケース

【ケース3】 ネットショップ詐欺（メールアドレスにつき発信者開示請求まで行った事例）

（1） 事案の概要

C（20歳代・男性）は、送信者名から、家電製品等を安く購入できる旨のEメールを受信した。

Cが上記メールに貼られていたURLをクリックし、Yのウェブサイト（無料ホームページ作成サイトにより作成）をみると、Yのサイトは、電化製品等のネットショップの体裁であり、同ウェブ上には本社として大きなビルの画像が掲載され、取扱い商品も豊富で、電化製品等が安かったため、Cはメールで商品の問い合わせをし、その結果、DVDデッキ及びゲーム機器合計20万円分を注文し、同日、Yが指定した預金口座（口座名義人はZ）に20万円を振り込んだ。

ところが、被害者が履行状況について問い合わせをしても、様々な理由をつけて本日に至るまで商品の納品もなく、返金に応じる旨のメールを送信するも返金も一切行わないまま、サイトは閉鎖され、連絡不能となった。

（2） 事案の経過及び問題点

● Yのウェブサイトには①商号、②住所、③電話番号が記載されていた。また、送信元のメールアドレス（PCメールアドレス）は受信したパソコンから確認することができた。

● 調査嘱託等の結果、①は実在しない商号、②は実在しない住所であった。③についてはIP電話であったが、電気通信契約の締結に伴い一定期間無償利用できるサービスを悪用しているケースであり、契約者に対する本人確認も運転免許証等によらないで行われているとのことで、契約者を特定することはできなかった。

● このため、当該携帯電話メールアドレスにつき、本件相手方は特定商取引法の通信販売業者であることなど発信者情報開示に応じる妥当性や開示の必要性等を記載した調査嘱託申立書等を添付して、プロバイダを被嘱託先とする調査嘱託が行われたところ、当該プロバイダからは、プロ責法の発信者情報開示請求の対象には当たらないことを理由に、調査嘱託に対する回答を拒否された。

⇒ プロバイダがプロ責法の「発信者情報開示請求」の要件に該当しないことを理由に発信者情報の開示を拒否した

ケース

【ケース4】パチンコ打ち子バイト詐欺

(1) 事案の概要

D(40歳代・男性)は株式会社Yを送信者とする、「パチンコPRイベントアルバイトのご案内」、「日当2万円から3万円。」「誰でもできる仕事です。」といった内容が記載されたEメールを携帯電話で受信した。さっそく、同メールにリンクされたURLをクリックすると、「楽々バイトのパチンコスタッフ募集中」、「あなたも今すぐエントリー 毎月おこづかいGET!!!」などと表示された同社のウェブサイトに移った。同サイト内の入力フォームに個人情報を入力すると、同社から研修費用として20万円を振り込むよう指示された(口座名義人はZ)。以後、株式会社Yの指示にしたがって、教示された攻略法を用いてパチンコを試したが、効果はなく、同社からは「成果が出せない以上バイト代は出せない」といわれ、さらに攻略法提示のために追加費用を支払うよう請求されている。

(2) 事案の経過及び問題点

- Yのウェブサイトには①商号、②住所、③電話番号が記載されていた。また、送信元のメールアドレス(PCメールアドレス)は受信したパソコンから確認することができた。
- 調査嘱託等の結果、上記①ないし③からは法人登記が存在しないなどの理由からYを特定するには至らなかった。
- このため、Yを特定するためには、当該メールアドレスの発信者情報に一縷の望みを託すほかない状況である。

【ケース5】海外の（偽）ブランド品ショッピングサイト詐欺

（1）事案の概要

E（30歳代・女性）は、ブランド品の靴を購入するためネットを調べていたところ、工場から直送するので安いというウェブサイトYにたどり着いた。さっそく申し込んで料金を支払ったが、届いたのは明らかに偽物だった。送り元には外国の住所があったが、業者なのか工場なのかもわからない。ウェブサイト上のメッセージフォームで問い合わせをしても、妙な日本語による返答がEメールでなされるのみで話が全然通じない。

（2）事案の経過及び問題点

- Yのウェブサイトには①商号、②住所、③電話番号の記載はない。Eからの問い合わせに対する返信メールはあるため、Yのメールアドレス（PCメールアドレス）は確認可能である。
- ウェブサイトのURLにつきWHOIS検索を行ったところ、管理者情報につき非開示対応がなされていたためサイト運営事業者の特定には至らなかった。
- このため、Yを特定するためには、当該メールアドレスの発信者情報に一縷の望みを託すほかない状況である。

問題点のまとめ

- 相手方が特定商取引法上の通信販売業者であるなど、自らの氏名・住所を表示することが義務付けられているケースでさえも（特商法11条）、「通信の秘密」や「プロバイダ責任制限法の発信者情報開示請求の要件を充たしていないこと」を理由に開示に応じていない。
- 携帯電話事業者であれ、プロバイダであれ、いずれも電気通信事業者であって、電気通信事業法に基づき「通信の秘密」遵守義務等を負っているにも関わらず、発信者情報開示に対する対応がまちまちである。
- ①開示の対応がまちまちであるということは発信者情報開示については柔軟に検討する余地があることを意味すると考えられること、②ケースによっては発信者情報開示に応じたとしても、違法性が阻却されると思料されるケースがあると考えられること、③同開示に応じないことで加害者を特定できないことは、結果として、被害者に泣き寝入りを強いる反面、違法に収益を得るものを利する結果になることからすれば、現在のプロバイダの発信者情報開示請求に対する対応については見直しをする必要があるといえるのではないか。